

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (調布市教育委員会)

1. テーマ

中学校における特別支援教育の体制整備の充実

2. 問題意識・提案背景

本市は、平成25年から3年間にわたり、調布市立調和小学校をモデルスクールとした、文部科学省委託インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業に参加した。本事業により、市内小学校において、特別支援教育の推進を図ることができた。

一方で、市内中学校においては、特別支援教育の推進が十分とはいえない。

問題の背景として、市内中学校において、特別な支援を要する生徒の増加及び教育的ニーズの多様化の傾向がある。その中には、障害のある生徒のみならず、障害があることが周囲から認知されていないものの、学習上または生活上の困難のある生徒が、生活年齢により顕在化されているケースがある。また、生徒の学習上または生活上の困難を起因とするいじめや不登校等のケースもある。これらの背景を踏まえた、市内中学校における特別支援教育の校内体制の構築が課題である。

具体的な課題として、次の4点をあげる。

- (1) 学校経営計画に明確に位置付けた特別支援教育の推進及びPDCAサイクルの構築
- (2) 生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供及び生徒指導の充実
- (3) 基礎的環境整備として情緒障害等通級指導学級の増設
- (4) 生徒の教育的ニーズの多様化に対応した中学校「通級指導学級（通級指導教室のこと。）」における指導の充実

3. 目的・目標

- (1) 指定校は、学校経営計画に特別支援教育を明確に位置付けた、効果的な校内体制を構築する。
- (2) 指定校は、生徒及び保護者の教育的ニーズの的確な理解に基づいた、効果的な合理的配慮の提供ができる校内体制を構築する。
- (3) 指定校は、特別な支援を要する生徒の学習上または生活上の困難な状況及び、これらを背景とする生徒指導上の学校問題に対応した校内体制を構築する。
- (4) 市内中学校は、指定校の取組を共有し、特別支援教育を視点とした学校経営の在り方について理解するとともに、生徒の教育的ニーズの多様化に対応した中学校通級指導学級における指導の充実を図る。

4. 主な成果

(1) 指定校は、校内型取り出し指導「リソースルーム」(必要に応じて生徒の学習上の困難を克服するための内容及び、いじめや不登校等、生徒指導上の課題等に対応した内容を取り扱いながら、個に応じた学習指導を行う教室のこと。)を設置し、学校経営計画に明確に位置付けた特別支援教育の推進を図るとともに、週ごとの見直しを図ることで、PDCAサイクルの構築を図ることができた。



リソース・ルームでの指導

(2) 指定校は、週1回の「リソース部会(校内検討委員会のこと。)」を立ち上げ、学校経営スーパーバイザーによる指導・助言を受けながら、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成及び保護者や本人を交えたケース会議による合意形成を実施し、生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を行うシステムを構築することができた。

また、不登校や生活指導上の問題に起因して、学習活動を行うことが困難な生徒がリソースルームで学び、学級担任や教科担任と連携して個に応じた学習指導を行うことができた。

(3) 教育委員会は、中学校通級指導学級に学校経営スーパーバイザーを派遣し、通級による指導に対する指導・助言を行うことにより、生徒の障害の状態に応じた自立活動の指導の充実とともに、学校間との更なる連携を図ることができた。

5. 教育委員会及び指定校における取組概要

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(教育委員会の取組)

- (1) 指定校に学校経営スーパーバイザーを派遣し、担当指導主事とともに、校内型取り出し指導「リソースルーム」の計画に係る指導・助言を行った。
- (2) 定例校長会及び特別支援教育コーディネーター対象の研修会で、指定校の学校経営方針及びリソースルームの計画についての報告を行った。
- (3) 学校経営構築研究開発事業運営協議会で報告し、学校経営方針の策定及び教育課程届編成についての共有を図った。

(指定校の取組)

- (1) 学校経営方針に次の文言を入れ、策定した。

「特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で特別な支援を要する生徒の支援方法を検討し、巡回相談や関係機関と連携を図るとともに、校内型取り出し指導『リソースルーム』を設置し、『スクールサポーター』（特別な支援を要する児童・生徒への指導補助等及び、必要な児童・生徒に対する個別的な学習指導等を主な業務内容とする嘱託員）のこと。）を活用しながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて指導・支援を行う。」

- (2) 学校経営方針を受け、学校経営スーパーバイザー及び指導主事の指導・助言を取り入れながら、リソースルームを次のように策定した。

ア. 目的

必要に応じて生徒の学習上の困難を克服するための内容及び、いじめや不登校等、生徒指導上の課題等に対応した内容を取り扱いながら、個に応じた学習指導を行う。

イ. 開始時期

平成 29 年 5 月 1 日から

ウ. 対象

本校（指定校）生徒

エ. 支援担当者（教員免許保持のスタッフ）

スクールサポーター

学習支援員

オ. リソース部会（検証）

指導助言者

（ア）特別支援教育コーディネーター

（イ）非常勤教員（元校長）

（ウ）学校経営スーパーバイザー

（エ）スクールサポーター

（オ）スクールカウンセラー

（カ）管理職等

(主な成果)

- (1) 指定校において、特別支援教育を明確に位置付けた学校経営方針の策定及び具体的な校内体制の構築を行うことができた。
- (2) 市内中学校にとって、指定校の取組が、次年度以降の各学校における学校経営方針の策定及び校内体制の構築の際の有益な事例となった。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

- (1) 指定校に学校経営スーパーバイザーを派遣し、担当指導主事とともに、リソースルームの指導における指導・助言、生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の検討における指導・助言を行った。
- (2) 指定校に、スクールサポーター、学習支援員（特別な支援を要する児童・生徒への学習支援を主な業務内容とする嘱託員）を派遣し、個別取り出し指導ができる合理的配慮の提供に係る体制整備を構築した。
- (3) 中学校通級指導学級に、学校経営スーパーバイザー及び指導主事を定期的に派遣し、生徒の教育的ニーズに対応した指導及び合理的配慮の提供について、指導・助言を行った。
- (4) 指定校に指導主事を派遣し、指定校教職員を対象に、ユニバーサルデザインの考えに基づいた指導の工夫及び合理的配慮の提供についての研修を実施した。
- (5) 市内小・中学校における合理的配慮の提供に係る事例を収集し、特別支援教育コーディネーターを対象にした研修会において共有を図った。
- (6) 市内中学校の校内委員会に、必要に応じて指導主事を派遣し、児童・生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に係る指導・助言を行った。

(指定校の取組)

- (1) 研修機能、連携機能、相談機能を備えた「リソース部会」（校内検討委員会のこと。）を立ち上げ、週1回実施した。
- (2) 研修機能としては、学校経営スーパーバイザーの他、指導主事、特別支援教育担当の指導教諭が、リソースルームにおける指導を観察し、生徒の教育的ニーズに基づいた合理的配慮の提供に係る指導・助言を行った。
- (3) 連携機能としては、生徒の教育的ニーズに応じ、市内教育相談所、子ども家庭センター、放課後等デイサービス、民間療育、カウンセリング等の関係機関との連携を図るとともに、本人及び保護者と合意形成するシステムを構築した。
- (4) 相談機能としては、生徒の教育的ニーズを踏まえ、合理的配慮の提供の1つとして、リソースルームへの入室に係る検討をした。
- (5) リソース部会（校内検討委員会）の構成員を管理職、特別支援教育コーディネーター、非常勤教員（元校長）、学校経営スーパーバイザー、スクールサポーター、スクールカウンセラー等とし、各会の趣旨し応じて構成員を集め、開催した。

(主な成果)

- (1) 指定校において、生徒の教育的ニーズに対応した合理的配慮を提供する環境を整えることができた。
- (2) 中学校通級指導学級において、生徒の教育的ニーズに対応した自立活動の指導の充実を図ることができた。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

調布市教育委員会では、一人一人の子どもの、それぞれのニーズに対応する教育を推進する体制整備を構築している。どの子どもも十分な教育が受けられ、共に学び、共に生きる社会を目指し、全ての学校、全ての学級で特別支援教育を推進している。

一人一人の子どもができる限り共に学べる・共に生きることを目指すとともに、その時点でのニーズに対応した多様な学びの場を提供する。そのために、誰もが、共に楽しく学び続けることができるようにしたり、ユニバーサルデザインの授業として工夫された個別の支援や合理的配慮を提供したりすることで、学習面のつまづきの問題を減らし、友達と上手くいかないといった生徒を支援する学校体制を構築している。

また、不登校対策としては、学校復帰だけを目指すのではなく、社会的自立の支援を推進する体制づくりとして、子どもたちの居場所となる学びの場を整備する。

(指定校の取組)

(1) 生活指導と一体化した特別支援教育の体制整備の検証

校内委員会において方針が決められた内容については、生活指導部とも情報共有し全教職員の共通理解をもって、基本的に生徒の自己肯定感の醸成が図られる取組を行った。

(2) 特別な支援を要する生徒に対する個に応じた指導の充実のための「個別の取り出し指導」の検証

一人一人の生徒のニーズに応じた組織的な支援体制として、「個別取り出し指導」を行うリソースルームという特別な支援を要する生徒が「わかった」「できた」「もっと勉強したい」と思える場所づくりを行った。

(主な成果)

(1) 生活指導と一体化した特別支援教育の体制整備について

ア. 個別の教育支援計画や、個別の指導計画の作成の充実を図ることで、生徒の発達障害の特徴を整理することができ、校内支援体制の情報共有が円滑に図られるようになった。

イ. 友達と上手く関われない生徒のコミュニケーション能力を高めるために、個別の配慮をしたり、通級指導につないだりすることで、自分なりの対処法や方策を少しずつ身に付けさせることができた。

(2) 特別な支援を要する生徒に対する個に応じた指導の充実のための「個別の取り出し指導」について

ア. 生徒のこれまでの支援経過や家庭での様子、生徒の長所や短所などの実態と対応を把握するためのテンプレートの作成は、個別の教育計画や個別の指導計画づくりの多面的な理解と、当該生徒に当事者意識をもたせるための有効な手段となった。

④ 特別支援教育コーディネーターの活動状況

- ・ 指名している人数
1名
- ・ 指名している者ごとの具体的な職務内容
 - (1) 連絡調整
 - (2) 教員，保護者，外部機関との連携
 - (3) 特別支援教育対象生徒の把握，支援状況の確認
- ・ 軽減している職務内容
なし
- ・ 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）
27時間程度
- ・ 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質
 - (1) 人選方法
校長が任命し、校務分掌に位置づける。
 - (2) 必要な資質
調整能力，広い視野、情報収集力、研修意欲
- ・ 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期
 - (1) 通常の役職
主幹教諭
 - (2) 任期
1年。更新あり。
- ・ 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組
 - (1) 特別支援教育コーディネーター対象の「特別支援教育推進委員会」の開催（年4回）
 - (2) 指導主事学校訪問による校内委員会運営の指導・助言

6. 今後の課題と対応

課題1 学校経営計画に明確に位置付けた特別支援教育の推進及びPDCAサイクルの構築

- (1) 学校経営構築研究開発事業の取組内容を、市内全中学校の校長に周知し、次年度の学校経営計画に特別支援教育の視点を踏まえる。
- (2) 全中学校の校内委員会に学校経営スーパーバイザーと指導主事を派遣し、①実態把握、②原因・背景の推測、③原因・背景を踏まえた支援方針の決定、④決定した支援方針の実施、⑤評価までの過程を明確にした指導・助言を行い、支援方針のPDCAサイクルを回しながら、学校経営計画のPDCAサイクルを構築する。

課題2 生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供及び生徒指導の充実

- (1) ①本人及び保護者の申出→②調整→③決定等、合理的配慮の提供までの過程を明確にするとともに、各過程におけるシステムを構築できるようにする。
- (2) 特別な支援を必要とする生徒を取り巻く「いじめ」「不登校」の解決に向けた校内委員会のあり方、特別支援教育コーディネーターの人選について検討する。

課題3 基礎的環境整備として巡回指導を行う通級指導教室の増設や人的配置の充実

- (1) 平成30年度には、市内3校に巡回指導を行う通級指導教室を設置し、内1校を拠点校として、巡回指導を行う通級指導教室を試行する。また、平成31年度には、市内全校に巡回指導を行う通級指導教室を設置し、内2、3校を特別支援教室拠点校として、通級指導における巡回指導を実施する。このような取組を推進することで、行き帰りの通学にかかる負担が軽減されるとともに、生徒が在籍校で過ごす時間が増え、授業の進度への不安が解消される。更に、学級への適応状況に応じた、きめ細かな指導が受けられる。
- (2) 指定校には、リソースルームにおける支援及び拠点校との連絡調整、指導内容の記録・引継等を行うスクールサポーターを100日分派遣して、個別取り出し授業の実施と巡回校と拠点校との連絡調整や、指導内容の記録・引き継を行う。

課題4 生徒の教育的ニーズの多様化に対応した中学校特別支援教室における指導の充実

- (1) 次年度の特別支援教室拠点校に、学校経営スーパーバイザーを年間15回派遣し、生徒の多様なニーズに応じた指導内容や方法について指導・助言を行う。
- (2) 指定校のリソースルームの指導に、学校経営スーパーバイザーを年間10回派遣し、一人一人の生徒のニーズに応じた学習指導が進められるようにする。

7. 指定校について

(中学校)

指定校名：調布市立第八中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	91		3		81		3		80		2	
特別支援学級	0		0		0		0		0		0	
通級による指導 (対象者数)	2		0		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	14	1	1	4	4	2	2	1	33

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害等

8. 問い合わせ先

組織名 東京都調布市教育委員会教育部

- (1) 担当部署 指導室
- (2) 所在地 東京都調布市小島町2-36-1
- (3) 電話番号 042-481-7479
- (4) FAX 番号 042-481-6466
- (5) メールアドレス sidou01@edu-chofu-tokyo.jp